

平成20年 2月 定例会（第288回）

03月07日-04号

◆ 三十一番（今井光子）

最後に、商工労働部長に質問いたします。

ヤマトハイミール食品協業組合は、県が融資した二十億円の中小企業高度化資金を返済しないまま、事実上倒産をいたしました。貸付金を三百五十二万円しか返済しないまま倒産したヤマトハイミール食品協業組合に対して、県は貸付金の全額返還を求め、連帯保証人に対して返還手続を行っておりますが、現在資産の評価や競売手続など、進捗状況がどのようなになっているのか伺います。現在とっております債権回収措置について、万一にも貸し付けた二十億円全額の回収ができなかった場合には、県としてどのように対応されるのか、伺います。

ヤマトハイミール食品協業組合の設立に当たりましては、その事業目的に、奈良県食肉流通センターの残渣を処理するということが挙げられておりました。ヤマトハイミール食品協業組合は、倒産したというのに、現在も引き続き残渣の運搬を行っております。これでは、県への債務返済を免れるための偽装倒産ではないかという疑問の声も上がっております。この際、県が債権者としてヤマトハイミール食品協業組合の破産申し立てを行い、公正な法手続に基づいた債権回収を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で議場での第一問を終わらせていただきます。答弁によりましては議席から質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎商工労働部長（窪田修）

（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

ヤマトハイミール食品協業組合について、現在のヤマトハイミール食品協業組合の資産の評価や競売手続の進捗状況はどうなっているのかとのお尋ねでございますが、県といたしましては、組合に対して、債務の一括繰上償還請求を七月二十四に行い、担保物件であります工場敷地、工場建物、機械設備について、担保不動産競売申し立てを九月十九に行い、十月三日に競売開始決定を経て、現在、奈良地方裁判所において手続中でございます。また、詐害行為取消請求訴訟を提起しておりました連帯保証人に対しましても、認諾を十月十二日に得まして、自宅の土地建物について、十二月六日に強制執行を申し立て、十二月十四日に競売開始決定が出されております。いずれも、資産評価も含めて、現在、奈良地方裁判所において手続中でございます。

次に、万一、貸し付けた二十億円全額の回収ができなかった場合、県はどのように対応

するのか伺いたいとお尋ねでございますが、現時点におきましては、今申し上げました担保物件の処分等を進めて債権回収に全力で努めていきたいと考えております。

最後に、県はヤマトハイミール食品協業組合の破産の申し立てを行い、公正な法手続きに基づく債権回収を行うべきと考えるが、とお尋ねでございますが、当該組合に対します破産手続開始の申し立てにつきましては、現在、控訴審において県に対して原告側から求積明を求められております。その是非について弁護士と協議を行っておるところでございます。お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。